

平成 23 年 12 月 26 日

流山市長 井崎 義治 様

東京電力株式会社
取締役社長 西澤俊夫



賠償スケジュールの見通しについて

弊社の福島第一原子力発電所の事故により広く社会の皆さんに大変なご迷惑とご心配をおかけしていることを心より深くお詫び申し上げます。

さて、本年 10 月 19 日に受領いたしました「放射線対策に要した費用の請求について（第二次分）」（以下、「ご請求書」）に関して、今後の賠償スケジュールに係わる現時点での見通しを、下記の通りご報告申し上げます。

記

弊社事故により地方公共団体様が被られたご損害につきまして、弊社としましては、弊社事故と相当因果関係が認められる損害につきましては適切に賠償をさせていただきたいと考えております。

ご請求書記載のご損害につきましては、原子力損害紛争審査会が決定した中間指針に基づき、原因者として誠意をもって適切に対応させていただきたいと考えておりますが、現時点では弊社賠償内容、スケジュール等を明確にご回答することができません。真に申し訳ありませんが、決まり次第、機会を改めましてご説明させていただきたいと思います。

なお、地方公共団体様が被られたご損害のうち、「下水道事業において発生しているご損害」につきましては、現在、各事業者様にご損害の状況等をお伺いし、その内容を取りまとめているところであります。弊社としましては、今後、同事業において発生しているご損害について全体像を把握、分析したうえで、賠償基準を策定したいと考えており、先日公表した「5つの約束」の趣旨も踏まえ、2月上旬までに賠償基準を策定し、3月中にお支払いを開始することを努力目標とさせていただいております。

さらに、地方公共団体様が被られたその他のご損害につきましても、原子力損害賠償紛争審査会における議論等を踏まえ検討させていただき、改めてお知らせさせていただきたいと思います。何卒よろしくお願ひ申し上げます。

以上